

監査結果公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項及び第7項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和3年10月8日

奈良県監査委員	内野正博
同	森田康文
同	尾崎充典
同	浦西敦史

なお、監査執行者は次のとおりです。

監査委員	委員実地監査実施日
斎藤信一郎	令和3年3月1日～令和3年3月31日
内野正博	令和3年4月1日～令和3年8月24日
森田康文	令和3年3月1日～令和3年8月24日
田尻匠	令和3年3月1日～令和3年7月2日
小林誠	令和3年3月1日～令和3年7月2日
尾崎充典	令和3年7月3日～令和3年8月24日
浦西敦史	令和3年7月3日～令和3年8月24日

監 査 結 果 報 告 書

令和3監査年度 第1回

(令和3年3月～8月定期監査)

(令和3年3月～8月財政的援助団体等監査)

令和3年9月

奈 良 県 監 査 委 員

目 次

第1	定期監査	1
1	監査の実施方針	1
2	監査等の種類	1
3	監査の対象	1
4	監査対象機関	1
5	監査等の着眼点(重点事項)	3
6	委員実地監査実施日	3
7	監査等の実施内容	3
8	監査の結果	4
(1)	部局別指摘事項等件数一覧	4
(2)	指摘事項等の内容別	6
(3)	所属別	10
	ア 本庁	
	知事公室	10
	総務部	13
	文化・教育・くらし創造部	15
	こども・女性局	17
	福祉医療部	18
	医療・介護保険局	19
	水循環・森林・景観環境部	19
	産業・観光・雇用振興部	22
	観光局	23
	食と農の振興部	26
	県土マネジメント部	28
	地域デザイン推進局	29
	会計局	32
	水道局	32
	議会事務局	32
	教育委員会	32
	行政委員会	36
	警察本部	36
	イ 出先機関	
	総務部	37
	こども・女性局	37
	福祉医療部	37
	水循環・森林・景観環境部	39
	産業・観光・雇用振興部	39
	食と農の振興部	40
	県土マネジメント部	41
	地域デザイン推進局	42

教育委員会	-----	42
警察本部	-----	47
ウ 参照資料	-----	48
第2 財政的援助団体等監査	-----	51
1 監査の実施方針	-----	51
2 監査実施状況	-----	51
3 監査の結果	-----	51
指摘事項等件数	-----	51
4 監査実施団体の概要及び監査の結果	-----	52
奈良県土地開発公社	-----	52
(公財) なら担い手・農地サポートセンター	-----	54
(一財) 奈良県ビジターズビューロー	-----	56
(社福) 奈良県社会福祉事業団	-----	58
奈良生駒高速鉄道(株)	-----	60

第1 定期監査

1 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、これらが、法令、条例等の規定に沿って適正に行われているか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているかを主眼として、県民目線に立ち、公正で実効性のある監査を実施した。

2 監査等の種類

財務監査（定期監査）

3 監査の対象

財務監査（定期監査）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

4 監査対象機関

本庁及び出先機関の143所属（本庁109所属、出先機関34所属）について実地監査又は書面監査を実施した。なお、本監査結果は令和2年度の組織（令和3年度組織改正前）単位での報告とする。

所 管 部 局	実 地 監 査 (書 面 監 査)		所 管 部 局	実 地 監 査 (書 面 監 査)	
	本 庁	出先機関		本 庁	出先機関
知 事 公 室	12(0)		県土マネジメント部	12(0)	1(0)
総 務 部	9(1)	1(0)	地域デザイン推進局	9(0)	1(0)
文化・教育・くらし創造部	12(0)		会 計 局	1(0)	
こども・女性局	3(0)	2(0)	水 道 局	1(0)	
福 祉 医 療 部	5(0)	2(0)	議 会 事 務 局	1(0)	
医療・介護保険局	3(0)		教 育 委 員 会	9(0)	7(9)
水循環・森林・景観環境部	9(0)	0(1)	行 政 委 員 会	2(0)	
産業・観光・雇用振興部	7(0)	2(1)	警 察 本 部	1(0)	0(2)
観 光 局	4(0)		合 計	108(1)	20(14)
食と農の振興部	8(0)	4(1)			

注：() の数字は外数

※ 実地監査 監査対象機関に出向くなどして、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う監査

書面監査 監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取し行う監査

5 監査等の着眼点（重点事項）

監査リスクの高い事項や監査上の重要性を考慮して、重点的かつ効率的な監査を実施するため、令和3年度監査計画において、監査重点事項を次のとおり設定した。

「使用料を減免している行政財産の目的外使用許可について」

使用料を減免している行政財産の目的外使用許可については、行政財産目的外使用許可使用料減免基準等に基づき、慎重に減免の判断をしなければならない。

平成30年度の行政監査及び定期監査において、全額減免の場合に使用料を算定していない事例や使用料を減免する理由が決裁書類等に記載されていないなど不適切な事務処理が散見された。

このような状況を踏まえ、使用料を減免している目的外使用許可について、合規性、内部統制の有効性等の視点から調査し、今後減免に係る事務の適性を図ることを目的として監査を実施した。

6 委員実地監査実施日

令和3年3月1日～同年8月24日

7 監査等の実施内容

財務監査（定期監査）

令和2年度の事務事業を対象として、奈良県監査基準（令和2年3月10日決定）に準拠し次の事項別基準に基づいて監査を実施した。なお、必要に応じて過年度の事務事業も対象とした。

- (1) 執行体制
- (2) 事務事業
- (3) 予算の執行
- (4) 収入
- (5) 支出
- (6) 契約
- (7) 工事
- (8) 補助金等
- (9) 財産
- (10) 物品
- (11) 公用車
- (12) 切手等

8 監査の結果

(1) 部局別指摘事項等件数一覧

	指摘事項					注意事項							意見			合計
	執行体制	収入	支出	契約	補助金等	予算執行	収入	支出	契約	補助金等	物品	切手等	収入	補助金等	財産	
知事公室			3	1	1			1		1	3					10
総務部			1					2	1				2			6
文化・教育・くらし創造部			1			1			1	2						5
子ども・女性局		1	1	2	1											5
福祉医療部			1	1				1	4	1		1				9
医療・介護保険局																0
水循環・森林・景観環境部			4						1	1		1				7
産業・観光・雇用振興部	1	1	2	1			1		2		1	1			1	11
観光局			1		1			1	1	2						6
食と農の振興部		1	2		1			1		3						8
県土マネジメント部			3					1		1	1			1		7
地域デザイン推進局			1				1	1	2	1				1		7
会計局																0
水道局								1								1
議会事務局			1													1
教育委員会		2	8	6		2	1	2	4	3		2				30
行政委員会																0
警察本部																0
小計	1	5	29	11	4	3	3	11	16	15	5	5	2	2	1	113
合計	50 (68)					58 (65)							5 (8)			113 (141)

※ () 内の数字は、昨年度第1回報告（令和2年3月～同年8月定期監査分）の件数

※ 2つの事項に該当する監査結果については、そのうち主な事項の方で1件にまとめて掲げている。

※定期監査の結果の取扱い基準

1 指摘事項

監査委員が違法不当な事項として認め、その是正又は改善を求めるもの

- ①法令等に違反するもののうち重大なもの
- ②書類の隠匿、改ざんその他故意による違反を行っているもの
- ③重大な過失又は著しい怠慢によって誤りを生じているもの
- ④著しく不経済なもの又は著しく損害が生じているもの
- ⑤著しく非効率なもの又は著しく妥当性を欠くもの
- ⑥著しく有効性を欠くもの
- ⑦誤りを生じている事項で一定額（一定数値）以上のもの
- ⑧前回の指摘又は注意事項について、是正・改善されていないもの
- ⑨上記のほか、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

2 注意事項

監査委員がその事項につき、指摘の内容までには至らないが、重要と認め、その是正・改善を求めるもの

- ①過失に起因する事項等で、指摘の程度までには至らないが、是正又は改善を要するもの
- ②指摘の区分に該当する事項であるが、その原因又は経緯にやむを得ない事情があるもの、又は監査対象機関自身において誤りを発見し、かつ、速やかに是正されているもの
- ③誤りを生じている事項で、指摘事項の額、数値未満など指摘の内容には至らないが、重要なもの
- ④前回口頭指導した事項で措置、是正、又は改善されていないもののうち重要なもの

3 意見事項

監査委員が、制度の運用及び事務事業の執行方法等について、経済性、効率性、有効性の見地等から今後見直しの必要があると認めるもの

- ①合規性、経済性、効率性、有効性の見地等から検討が必要な事項
- ②改善を求める事項の発生の頻度が高いもので、その発生が制度に起因している事項で制度やその運用の改善の検討が必要な事項

(2) 指摘事項等の内容別

(ア) 指摘事項(50件)

項目		内容	件数	対象所属
執行体制	内部統制	内部統制の強化・充実について	1	競輪場
収入	収入の調定	高等学校等育成奨学金貸付金償還金の納入通知書の誤送付について	1	学校支援課
		施設賃貸料の調定事務の遅延について	1	競輪場
		通信教育受講料の調定事務の遅延について	1	大和中央高等学校
	収入事務	現金出納簿の未作成について	1	高田こども家庭相談センター
	収入未済	貸付金に係る不十分な債権管理について	1	担い手・農地マネジメント課
支出	支出負担行為	支出負担行為の遅延について	28	広報広聴課、消防救急課、安全・安心まちづくり推進課、法務文書課、スポーツ振興課、水循環・森林・景観環境部企画管理室、森林整備課、景観・自然環境課、産業振興総合センター、MICE推進室、県土マネジメント部企画管理室、砂防・災害対策課、まちづくり連携推進課、議会事務局、学校支援課、人権・地域教育課、保健体育課、女性センター、心身障害者福祉センター、森林技術センター、産業会館、中部農林振興事務所、家畜保健衛生所、流域下水道センター、生駒高等学校、大和中央高等学校、五條高等学校、大淀養護学校
	その他	通勤手当の誤認定について	1	ろう学校
契約	契約書	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について	7	うだ・アニマルパーク振興室、奈良っ子はぐくみ課、地域産業課、桜井高等学校、大宇陀高等学校、高田高等学校、奈良養護学校
		支出負担行為の遅延及び契約書の作成について	1	高等養護学校
		業務委託契約に係る不適切な事務処理について	1	大宇陀高等学校

項 目		内 容	件数	対 象 所 属
	随意契約	随意契約によることができる場合の上限額を超える契約の締結について	2	高田こども家庭相談センター、藤の木学園
補助金等	補助金交付	補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について	1	畜産課
		補助金等の額の確定に係る不適切な事務処理について	2	市町村振興課、奈良っ子はぐくみ課
		補助金等の交付決定及び額の確定に係る不適切な事務処理について	1	観光プロモーション課

(イ)注意事項(58件)

項 目		内 容	件数	対 象 所 属
予算執行	予算執行	支出科目の誤りについて	3	文化資源活用課、学校支援課、高等養護学校
収入	収入の調定	行政財産使用料の調定事務の誤りについて	2	産業振興総合センター、住まいまちづくり課
		高等学校等就学支援金の調定事務の誤りについて	1	大宇陀高等学校
支出	支出負担行為	支出負担行為の遅延について	4	行政・人材マネジメント課、人事課、藤の木学園、東部農林振興事務所
	支出命令	公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について	1	南部東部振興課
		需用費の二重払いについて	1	流域下水道センター
		児童手当の二重払いについて	1	水道局
		需用費の誤払いについて	1	高田高等学校
		需用費の誤払い及び過年度支出について	1	盲学校
	資金前渡	資金前渡に係る不適切な事務処理について	1	MICE推進室
		資金前渡に係る過渡金の戻入について	1	県営住宅管理事務所
契約	契約書	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について	8	文化財保存課、障害福祉課、森と人の共生推進室、観光プロモーション課、奈良公園室、住まいまちづくり課、教育政策推進課、学校教育課
		支出負担行為の遅延及び契約書の作成について	1	御所実業高等学校
		委託業務の契約書について	1	管財課
		請書を徴取していない契約について	2	産業会館、奈良養護学校
		建設工事請書を徴取していない契約について	1	藤の木学園
		契約保証金免除に係る不適切な事務処理について	1	競輪場
	その他	かい長へ委任された事務の範囲に含まれていない契約締結について	2	障害福祉課、藤の木学園

項 目		内 容	件数	対 象 所 属
補助金等	補助金交付事務	補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について	3	農村振興課、教育委員会企画管理室、人権・地域教育課
		補助金等の額の確定に係る不適切な事務処理について	7	消防救急課、教育振興課、地域福祉課、農業水産振興課、担い手・農地マネジメント課、道路建設課、奈良公園室
		補助金等の変更承認に係る不適切な取扱について	2	文化振興課、観光プロモーション課
		補助金等の交付決定等及び額の確定に係る不適切な事務処理について	3	廃棄物対策課、ならの観光力向上課、保健体育課
物品	物品の取得、処分	公用車の定期点検整備の不実施について	4	南部東部振興課、防災統括室、消防救急課、奈良しごとiセンター
		自動車使用併用報告書の承認・確認の不備について	1	河川整備課
切手等	郵便切手の保有、管理	郵便切手の過大な保有について	3	障害福祉課、景観・自然環境課、人権・地域教育課
		郵便切手等の交付簿の検査漏れについて	1	奈良しごとiセンター
		郵便切手等の交付簿の記載漏れについて	1	学校教育課

(ウ) 意見事項 (5件)

項 目		内 容	件数	対 象 所 属
収入	未収金	税外未収金に係る未収金対策について	1	行政・人材マネジメント課
		県税に係る未収金の回収について	1	税務課
補助金等	補助金交付事務	負担金等の交付事務に係る審査等の体制のあり方について	2	道路建設課、奈良公園室
財産	その他	公有財産の有効活用について	1	産業振興総合センター

※2つの事項に該当する監査結果については、そのうち主な事項の方で1件にまとめて掲げている。

(3) 所属別

(ア) 本庁

部局名	所属名	実施日	監査結果
知事公室	秘書課	令和3年 7月12日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	広報広聴課	令和3年 7月12日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 32,340 円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
	政策推進課	令和3年 7月12日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	統計分析課	令和3年 7月12日	同上
	国際課	令和3年 7月12日	同上
	市町村振興課	令和3年 7月12日	補助金等の額の確定に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の額の確定は、県が報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に補助事業者が実施した補助事業等の成果が適合したことを認め、交付すべき補助金等の額を確定する旨の意思決定である。同規則等において、補助金等の額の確定をした場合は、補助事業者等へ書面により通知することとされているのに、令和元年度の補助金について、書面により通知していなかった事例が2件(交付決定額合計 8,009,000 円)認められた。 今後は、同規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
	南部東部振興課	令和3年 7月14日	公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について 公用車の継続車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日の後に支出していた事例が2件(保険料合計 39,070 円)認められた。 自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、保険料

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>の支出については適時適正に処理されたい。（注意事項）</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について 公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和元年度及び令和2年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。 定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。（注意事項）</p>
	奥大和移住・交流推進室	令和3年7月14日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	うだ・アニマルパーク振興室	令和3年7月14日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から3か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 802,010 円）認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならないが、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
	防災統括室	令和3年6月11日	<p>公用車の定期点検整備の不実施について 公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6ヶ月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和元年度及び令和2年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。 定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。（注意事項）</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
	消防救急課	令和3年 6月11日	<p>補助金等の額の確定に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則等に定める補助金等の額の確定は、県が報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に補助事業者が実施した補助事業等の成果を適合したことを認め、交付すべき補助金等の額を確定する旨の意思決定である。令和元年度において、額の確定に当たり実績報告書に添付された収支精算書に記載された内容と支出証拠書類の突合等による審査を行わず額の確定を行っていた事例が2件（交付決定額合計 11,123,000 円）認められた。 今後は、同規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 （注意事項）</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について 公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和元年度及び令和2年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。 定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 （注意事項）</p> <p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 4,507,800 円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項）</p>
	安全・安心まちづくり推進課	令和3年 6月11日	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 36,186 円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェッ</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			ク体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
総務部	企画管理室	令和3年 8月24日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	法務文書課	令和3年 8月24日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 167,750 円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
	行政・人材マネジメント課	令和3年 8月24日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の賃貸借契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額等 8,735,040 円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項) 税外未収金に係る未収金対策について 未収金対策の取組については、「税外未収金にかかる債権管理の適正化に関する指針」に基づいて全庁的に取り組んでいるところであり、未収金対策推進連絡会議のもと、積極的な情報交換や研修会を行うほか、未収金を所管する担当課に数値目標を設定させ、過年度未収金の削減や現年度未収金発生抑制について進捗管理を行うなどの取組を行っている。また、平成25年度の行政監査(税外未収金等にかかる債権管理について)の結果を踏まえ、「税外債権の管理マニュアル」「税外債権の管理マニュアル(債権整理編)」「支払督促申立の手引き」を作成し、令和2年度では、専修学校修学資金貸付金等の未収金回収を外部委託するなど、未収金を所管する担当課の債権回収を支援する取組を行っている。 しかし、直近の決算で見ると、税外未収金の残高は令和2年度末において総額で46億5,672万円と多額であり、大学奨学資金貸付金等で減少している一方で、育成奨学資金貸付金等で増加している。 未収金の解消は財政運営上大きな課題であり、全庁的に

部局名	所属名	実施日	監査結果
			厳正かつ適正な対応が強く求められていることから、引き続き実効性のあるきめ細かな未収金対策に取り組まれない。 (意見事項)
	人事課	令和3年 8月24日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額等 1,980,000 円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)
	総務厚生センター	令和3年 8月24日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	財政課	令和3年 8月24日	同上
	税務課	令和3年 8月24日	県税に係る未収金の回収について 県税については、税務課及び各県税事務所において、差押を中心とした滞納処分等の推進に取り組んでおり、また、市町村との連携による個人県民税の協働徴収や自動車税コールセンターの設置により、多額の未収金がある個人県民税、自動車税(令和元年10月より種別割自動車税)の徴収の強化にも努めている。平成22年～令和元年度までは、着実に徴収率を向上させてきたところであるが、令和2年度の県税徴収率は、令和元年度に比べ0.3ポイント下降し97.9%となった。この要因は、新型コロナウイルス対策による徴収の猶予制度の特例によるものであるが、未だ未収金は令和2年度末で24億7,297万円と多額であり、徴収率は全国で低位にある。今後も税負担の公平性と財源確保の観点から、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、引き続き効果的かつきめ細かな徴収対策の推進に努められたい。 (意見事項)
	管財課	令和3年 8月24日	委託業務の契約書について 令和2年度の古紙回収処分に係る委託契約について、1回当たりの回収量(収集車の積載量)等を明確に記載した契約書により契約すべきであるのに、その点が不明確なまま、単価契約を締結していた事例が1件認められた。なお、予定価格算定時に想定していた車種とは異なる収集車により運搬されたため、運搬回数が予定より大幅に増加していた。 今後は、契約書及び添付する仕様書において、1回当たりの回収量(収集車の積載量)等を明確に記載するなど、

部局名	所属名	実施日	監査結果
			契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)
	ファシリティマネジメント室	令和3年8月24日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	ICT推進課	令和3年8月24日	同上
文化・教育・くらし創造部	企画管理室	令和3年8月17日	同上
	なら歴史芸術文化村整備推進室	令和3年8月17日	同上
	文化振興課	令和3年8月16日	補助金等の変更承認に係る不適切な取扱いについて 令和2年度奈良県大芸術祭実行委員会負担金及び奈良県障害者大芸術祭実行委員会負担金について、負担金交付の対象となる事業の内容に変更がある場合は、奈良県大芸術祭実行委員会及び奈良県障害者大芸術祭実行委員会は事業計画変更承認申請書等を提出し、知事の変更承認を受けなければならないとされているが、上記の2件（交付決定額合計 54,767,898 円）では、変更承認の手続を適時に行っていなかった。 今後は、奈良県補助金等交付規則、奈良県大芸術祭実行委員会負担金交付要綱及び奈良県障害者大芸術祭実行委員会負担金交付要綱に基づき、変更申請が適切に行われるよう実行委員会への指導及び周知に努めるとともに、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)
	文化財保存課	令和3年8月16日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 12,320,000 円）認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)

部局名	所属名	実施日	監査結果
	文化財保存事務所	令和3年 8月16日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	文化資源活用課	令和3年 8月16日	支出科目の誤りについて 令和2年度の業務委託契約について、経費の性質が歳入の徴収事務の委託であることから予算科目を委託料で支出すべきであったのに、役務費で支出していた事例が2件（契約額合計 18,000 円）認められた。令和2年10月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。 今後は奈良県予算規則に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項)
	教育振興課	令和3年 8月16日	補助金等の額の確定に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則等に定める補助金等の額の確定は、県が報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に補助事業者が実施した補助事業等の成果が適合したことを認め、交付すべき補助金等の額を確定する旨の意思決定である。 令和元年度において、額の確定に当たり実績報告書に添付された収支決算書に記載された内容と支出証拠書類等の突合等による審査を行わず額の確定を行っていた事例が1件（交付決定額 65,206,000 円）認められた。 今後は、同規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まされたい。 (注意事項)
	教育政策研究室	令和3年 8月16日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	青少年・社会活動推進課	令和3年 8月17日	同上
	人権施策課	令和3年 8月16日	同上
	スポーツ振興課	令和3年 8月17日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の賃貸借契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額等合計 586,256 円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェッ

部局名	所属名	実施日	監査結果
			ク体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
	消費・生活安全課	令和3年8月16日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
こども・女性局	女性活躍推進課	令和3年5月13日	同上
	奈良っ子はぐくみ課	令和3年5月13日	<p>補助金等の額の確定に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則等に定める補助金等の額の確定は、県が報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に補助事業者が実施した補助事業等の成果が適合したことを認め、交付すべき補助金等の額を確定する旨の意思決定である。令和元年度において、実績報告書に添付された収支決算書に記載された内容と支出証拠書類の突合等による審査を行わず額の確定を行っていた事例が30件(交付決定額合計 144,053,000 円)認められた。また、上記のうち1件では、収支決算書の添付がないまま額の確定を行い、令和3年1月に再度確定を行った上で過交付額(2,100,000 円)を返還させていた。 今後は、同規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度及び令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件(契約額等合計18,371,848 円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が2件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件(契約額 924,000 円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
	こども家庭課	令和3年 5月13日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
福祉医療部	企画管理室	令和3年 5月13日	同上
	地域福祉課	令和3年 5月13日	<p>補助金等の額の確定に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則等に定める補助金等の額の確定は、県が報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に補助事業者が実施した補助事業等の成果が適合したことを認め、交付すべき補助金等の額を確定する旨の意思決定である。令和元年度において、額の確定に当たり実績報告書に添付された収支決算書に記載された内容と支出証拠書類等の突合等による審査を行わず額の確定を行っていた事例が8件（交付決定額合計 327,594,000 円）認められた。</p> <p>今後は、同規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p>
	監査指導室	令和3年 5月13日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	長寿・福祉人材確保対策課	令和3年 5月13日	同上
	障害福祉課	令和3年 5月13日	<p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>令和元年度末の郵便切手の保有残高は 68,345 円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 18,602,000 円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p> <p>かい長へ委任された事務の範囲に含まれていない契約締結について</p> <p>令和2年度の委託契約1件(契約額 184,800 円)について、奈良県契約規則第26条等により藤の木学園の園長に委任された契約締結に関する事務の範囲には含まれていないのに、公有財産規則第4条第3項により、障害福祉課が管理する公有財産である旧筒井寮の維持管理上必要な契約事務を、公有財産の分任管理者の所属替の手続きを行わず、同園の園長に行わせていた。</p> <p>また、本件契約の締結に当たり、特にやむを得ない事情がないのに、業務開始日までに業務の引継ぎを行わなかったことにより、支出負担行為を行うこととされている日から2か月以上支出負担行為が遅延した。</p> <p>今後は、奈良県契約規則、公有財産規則及び関係通知に基づき、適正な契約事務の執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p>
医療・介護保険局	医療保険課	令和3年 5月24日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	介護保険課	令和3年 5月24日	同上
	地域包括ケア推進室	令和3年 5月24日	同上
水循環・森林・景観環境部	企画管理室	令和3年 7月27日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 23,100 円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
	水資源政策課	令和3年 7月27日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	林業振興課	令和3年 7月27日	同上
	森と人の共生推進室	令和3年 7月27日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から2か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額 7,133,701円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>
	奈良の木ブランド課	令和3年 7月27日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	森林整備課	令和3年 7月27日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 97,020円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
	環境政策課	令和3年 7月27日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

部局名	所属名	実施日	監査結果
	廃棄物対策課	令和3年 7月27日	<p>補助金等の交付決定等及び額の確定に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和2年度の地域環境対策支援事業補助金において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が10件（交付決定額合計 31,532,000 円）認められた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記のうち3件では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業である河川美化活動に伴う物品の購入等に着手していた。また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の10件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>さらに、補助事業者等より実績報告書等の報告を受けた場合において、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査することとされているが、令和元年度の産業廃棄物不適正処理監視事業補助金において、実績報告書に添付された収支精算書に記載された内容については確認を行っているものの、支出証拠書類の突合等による審査を行わず額の確定を行っていた事例が1件（交付決定額 1,500,000 円）認められた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p>
	景観・自然環境課	令和3年 7月27日	<p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>令和元年度末の郵便切手の保有残高は 76,413 円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件（契約額 66,800 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			り組むべきである。 (指摘事項)
産業・観光・雇用振興部	企画管理室	令和3年 5月24日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	地域産業課	令和3年 5月24日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から7か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額 774,018,341 円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならないが、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	産業政策課	令和3年 5月24日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	産業振興総合センター	令和3年 8月23日	<p>行政財産使用料の調定事務の誤りについて</p> <p>産業振興総合センターの入居団体に係る行政財産使用料について、令和2年度年額分の積算を誤り、調定額が239,161円(調定件数合計 5件)不足していた。また、令和2年11月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、奈良県行政財産使用料条例等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p> <p>公有財産の有効活用について</p> <p>産業振興総合センターが産業会館(大和高田市)に設けているビジネスインキュベータ施設は、令和2年11月30日時点で9室中3室の利用にとどまっている。産業振興総合センターでは施設の稼働率向上に向けての取組を行っているところであるが、依然として施設が十分に活用されていない状況となっている。県有資産の有効活用の観点から、施設の稼働率向上等に向けて引き続きその対応策を検討されたい。 (意見事項)</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件(契約額合計 1,104,400 円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	企業立地推進課	令和3年 5月24日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	雇用政策課	令和3年 5月24日	同上
	外国人・人材活用推進室	令和3年 5月24日	同上
観光局	ならの観光力向上課	令和3年 8月23日	<p>補助金等の交付決定及び額の確定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和2年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件(交付決定額 12,229,000 円)認められた。</p> <p>そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記の1件では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業である旅行商品の企画等の事業に着手していた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をすときとされているが、上記の1件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>さらに、補助事業者等より実績報告書等の報告を受けた場合において、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査することとされているが、令和元年度の補助金等について、実績報告書に添付された収支決算書に記載された内容と支出証拠書類の突合等を行っておらず、審査が不十分のまま額の確定を行っていた事例が2件(交付決定額合計 2,091,000 円)認められた。</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p>
	インバウンド戦略・宿泊力向上室	令和3年8月23日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	観光プロモーション課	令和3年8月23日	<p>補助金等の交付決定及び額の確定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和2年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から大幅に遡った日付を交付決定日としていた事例が2件（交付決定額合計 32,135,000 円）認められた。その態様の内訳は、実際に交付決定を行った日から、①2か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件、②3か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件となっていた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記の2件では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業である商品造成等の事業に着手していた。また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の2件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>さらに、補助事業者等より実績報告書等の報告を受けた場合において、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査することとされているが、令和元年度の補助金等について、実績報告書に添付された収支決算書に記載された内容と支出証拠書類の突合等を行っておらず、審査が不十分のまま額の確定を行っていた事例が3件（交付決定額合計 7,650,000 円）認められた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 117,500,000 円）認められ</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>た。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p> <p>補助金等の変更承認に係る不適切な取扱いについて</p> <p>令和元年度「知れば知るほど奈良はおもしろい」観光キャンペーン推進事業負担金について、補助事業等に要する経費の配分の変更がある場合は、軽微な変更(20%以内の増減)を除き、補助事業者は変更承認申請書等を提出し、知事の変更承認を受けなければならないとされているが、変更承認の手続を行っていない事例が1件(交付決定額18,000,000円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県補助金等交付規則及び一般財団法人奈良県ビジターズビューロー負担金交付要綱等に基づき、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p>
	M I C E 推進室	令和3年 8月23日	<p>資金前渡に係る不適切な事務処理について</p> <p>資金の前渡を受けた者は、前渡資金に係る経費について精算書を作成し、これに支払に関して証拠となるべき書類を添えて、随時の費用については当該経費の支払完了後5日以内に、支出命令者に提出して精算しなければならないのに、令和2年度の負担金について、資金前渡職員が精算をすべき期間から1か月以上遅延して精算を行っていた事例が1件(返納額14,086円)認められた。</p> <p>今後は奈良県会計規則に基づき適正に処理されたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件(契約額等合計118,492,084円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が3件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
食と農の振興部	企画管理室	令和3年 7月9日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	豊かな食と農の振興課	令和3年 7月9日	同上
	中央卸売市場再整備推進室	令和3年 7月9日	同上
	農業水産振興課	令和3年 7月9日	<p>補助金等の額の確定に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の額の確定は、県が報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に補助事業者が実施した補助事業等の成果が適合したことを認め、交付すべき補助金等の額を確定する旨の意思決定である。令和2年度において、実績報告書の提出を受けた日から額の確定を通知するまでの期間が3か月以上経過していた事例が1件(交付決定額 88,195 円)認められた。このため、補助事業者への支払いも実績報告書を受け取った日から、3か月以上経過していた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>
	農業経済課	令和3年 7月9日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	畜産課	令和3年 7月9日	<p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和2年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から7か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件(交付決定額 6,000,000 円)認められた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業である指定血統の子牛の購入経費の助成業務に着手していた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	担い手・農地マネジメント課	令和3年7月9日	<p>貸付金に係る不十分な債権管理について 青年農業者等育成確保資金貸付金の未収金に係る債権管理事務において、「税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針」に規定されている納付交渉や財産調査の手続きを令和2年1月以降実施していなかった事例が認められた。 今後は、同指針の規定に従うとともに、内部におけるチェック体制を強化し、適正な債権管理に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>補助金等の額の確定に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則等に定める補助金等の額の確定は、県が報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に補助事業者が実施した補助事業等の成果が適合したことを認め、交付すべき補助金等の額を確定する旨の意思決定である。令和元年度において、額の確定に当たり実績報告書に添付された収支決算書に記載された内容と支出証拠書類等の突合等による審査を行わず額の確定を行っていた事例が3件（交付決定額合計 21,732,000 円）認められた。 今後は、同規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p>
	農村振興課	令和3年7月9日	<p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和2年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件（交付決定額 914,000 円）認められた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記の1件では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業である用水施設の設備整備点検等の業務に着手していた。 また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定するときとされているが、上記の1件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。 今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
県土マネジメント部	企画管理室	令和3年 8月12日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 34,100円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	建設業・契約管理課	令和3年 8月12日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	用地対策課	令和3年 8月12日	同上
	技術管理課	令和3年 8月11日	同上
	道路建設課	令和3年 8月12日	<p>補助金の額の確定に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則等に定める補助金等の額の確定は、県が報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に補助事業者が実施した補助事業等の成果が適合したことを認め、交付すべき補助金等の額を確定する旨の意思決定である。令和元年度において、実績報告書に添付された収支決算書に記載された内容と支出証拠書類の突合等による審査が不十分なまま額の確定を行っていた事例が1件(交付決定額 450,000円)認められた。</p> <p>今後は、同規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p> <p>補助金の交付事務に係る審査等の体制のあり方について</p> <p>県の担当課室が補助事業者等である実行委員会等の事務局を兼ねている場合、利益相反のおそれがあるため、当該補助金等の交付事務に係る責任者及び担当職員を、実行委員会等の事務局長及び事務局員と別の者にする等、より透明性の高い審査体制とするよう努めることとされているが、道路整備促進期成同盟会奈良県協議会及び奈良県道路利用者会議への補助金については、補助金の交付事務を担当する職員を、当該補助金の交付申請や交付対象事業を行う同団体の事務局員と兼務させ別の者にしていなかった。</p> <p>今後、補助金の交付事務の執行に当たっては、交付事務担当職員を同団体の事務局員と別の者にするなど、補助金の適切な審査の確保が図られるよう、審査等の体制を整備されたい。 (意見事項)</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
	道路保全課	令和3年 8月11日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	まちづくりプロジェクト推進課	令和3年 8月11日	同上
	リニア推進・地域交通対策課	令和3年 8月11日	同上
	大規模広域防災拠点整備課	令和3年 8月11日	同上
	河川整備課	令和3年 8月11日	自動車使用伺兼使用報告書の承認・確認の不備について 自動車の使用に当たっては、自動車使用伺兼使用報告書により、所属長の使用承認を受け、使用後その使用状況を所属長に報告することとされているが、令和元年度の使用（1台分 使用回数合計 173回）について、所属長による使用報告の確認が全く行われていなかった。また、令和2年度の使用（1台分 使用回数合計 52回）について、所属長による使用承認、使用報告の確認が全く行われていなかった。 今後は、自動車の管理及び使用に関する規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。 (注意事項)
	砂防・災害対策課	令和3年 8月11日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 33,800円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
	下水道課	令和3年 8月11日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
地域デザイン推進局	まちづくり連携推進課	令和3年 7月29日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 40,700円)認められた。

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	県土利用政策室	令和3年 7月29日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	公園緑地課	令和3年 7月29日	<p>同上</p>
	奈良公園室	令和3年 7月29日	<p>負担金の交付事務にかかる審査等の体制のあり方について 県の担当課室が補助事業者等である実行委員会等の事務局を兼ねている場合、利益相反のおそれがあるため、当該補助金等の交付事務に係る責任者及び担当職員を、実行委員会等の事務局長及び事務局員と別の者にする等、より透明性の高い審査体制とするよう努めることとされているが、令和2年度奈良公園バスターミナルイベント実行委員会への負担金については、負担金の交付事務を担当する職員を、当該負担金の交付申請や交付対象事業を行う同実行委員会事務局員と兼務させ別の者にしていなかった。 今後、負担金の交付事務の執行に当たっては、交付事務担当職員を実行委員会の事務職員と別の者にするなど、負担金の適切な審査の確保が図られるよう、審査等の体制を整備されたい。 (意見事項)</p> <p>補助金の額の確定に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則等に定める補助金等の額の確定は、県が報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に補助事業者が実施した補助事業等の成果が適合したことを認め、交付すべき補助金等の額を確定する旨の意思決定である。令和2年度において、額の確定に当たり実績報告書に添付された収支決算書に記載された内容と支出証拠書類等の突合等による審査を行わず額の確定を行っていた事例が1件(交付決定額 7,600,000 円)認められた。 今後は、同規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まされたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の工事請負契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額 21,802,000 円)認められた。</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p>
	平城宮跡事業推進室	令和3年7月29日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	住まいまちづくり課	令和3年7月29日	<p>行政財産使用料の調定事務の誤りについて</p> <p>奈良県行政財産使用料条例に基づく行政財産使用料の適用を誤ったこと等（使用許可件数の誤り・同条例に定める単価及び級地の適用誤り）により、令和元年度及び令和2年度の共架電線等に係る行政財産使用料について、調定不足が4件（不足額合計 115,675 円）認められた。令和2年4月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、同条例に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の使用料及び賃借料について、支出負担行為を行うこととされている日から1ヶ月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 805,800 円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
	建築安全推進課	令和3年 7月29日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	県有施設営繕課	令和3年 7月29日	同上
	営繕プロジェクト推進室	令和3年 7月29日	同上
会計局	会計局	令和3年 8月20日	同上
水道局	水道局	令和3年 8月19日	児童手当の二重払いについて 令和2年度の児童手当の支給について、職員に二重に支出していた事例（支給額合計 1,200,000円）が認められた。令和3年2月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。 今後は、債務確認の徹底とチェック体制の強化を図り、再発防止に努められたい。 (注意事項)
議会事務局	議会事務局	令和3年 8月20日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度及び令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が3件（契約額合計 87,934円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
教育委員会	企画管理室	令和3年 8月19日	補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和2年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が2件（交付決定額合計 350,000円）認められた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記のうち1件では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業である研修会等々の事業に着手していた。 また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の2件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p>
	教育政策推進課	令和3年 8月19日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の賃貸借契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 642,400 円）認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p>
	福利課	令和3年 8月19日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	学校支援課	令和3年 8月19日	<p>高等学校等育成奨学金貸付金償還金の納入通知書の誤送付について 令和2年度の高等学校等育成奨学金貸付金償還金において、納入通知書を納入義務者でない者に送付し、収納していた事例が2件（調定額合計 45,000 円）認められた。 今後は、奈良県会計規則に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、チェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>支出科目の誤りについて 令和2年度の郵便切手の購入について、経費の性質が通信運搬費であることから予算科目を役務費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が1件（支出額 12,000 円）認められた。今後は奈良県予算規則に従い、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約について、支出負担行為を業務</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>完了後に行っていた事例が1件（契約額 990,000 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	教職員課	令和3年 8月19日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	学校教育課	令和3年 8月19日	<p>郵便切手等交付簿の記載漏れについて</p> <p>令和元年度の郵便切手等交付簿において、購入した切手465,472 円のうち計 298,560 円分の購入と計 306,470 円分の使用の記載がされておらず、880 円分を令和2年度の郵便切手等交付簿に購入分として誤って記載していた。また、購入したレターパック 62,540 円のうち計 7,500 円分の購入と使用の記載もなかった。このため、受払の状況を事後的に確認できない状況であった。</p> <p>郵便切手等は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。</p> <p>今後は、奈良県会計規則に基づき、郵便切手等の適正な管理に努めるとともに、実効性のあるチェック体制の整備を図られたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件（契約額等合計 5,306,578 円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち3件（契約額合計 4,510,810 円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)</p>
	特別支援教育推進室	令和3年 8月19日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
	人権・地域教育課	令和3年 8月19日	<p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>令和2年度末の郵便切手の保有残高は 139,810 円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和2年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が34件(交付決定額合計 45,421,000 円)認められた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記の34件では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業である協議会の開催等の事業に着手していた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の34件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 49,500 円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	保健体育課	令和3年 8月19日	<p>補助金等の交付決定及び額の確定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和2年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>日から1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が3件（交付決定額合計 10,325,000 円）認められた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記の3件では、県が実際に交付決定を行った日よりも前に補助対象事業である大会開催業務に着手していた。また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の3件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。さらに、補助事業者等より実績報告書等の報告を受けた場合において、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査することとされているが、令和元年度及び令和2年度の補助金等について、実績報告書に添付された収支決算書に記載された内容と支出証拠書類の突合等を行っておらず、審査が不十分のまま額の確定を行っていた事例が21件（交付決定額合計 21,571,900 円）認められた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 49,720 円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
行政委員会	選挙管理委員会	令和3年 7月12日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	監査委員事務局	令和3年 6月11日	同上
警察本部	警察本部	令和3年 7月30日	同上

(イ) 出先機関

部局名	所属名	実施日	監査結果
総務部	自治研修所	令和3年 3月1日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
こども・女性局	女性センター	令和3年 3月23日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 110,005 円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	高田こども家庭相談センター	令和3年 3月22日	<p>現金出納簿の未作成について</p> <p>出納員は現金出納簿を備え、必要な事項を記載するものとされているのに、令和元年度及び令和2年度において、現金出納簿を作成していなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>随意契約によることができる場合の上限額を超える契約の締結について</p> <p>物件の借入れにおいて、随意契約によることができる場合は、予定価格が80万円を超えないものとされているのに、令和元年度の電話機の賃貸借契約について、予定価格を定めず、少額随意契約に該当するかの根拠がないまま、随意契約によることができる上限額を超えた契約(契約額 月額 14,080 円 リース期間総額 1,182,720 円)を見積競争により締結していた事例が認められた。</p> <p>今後は、地方自治法及び奈良県契約規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、チェック体制の充実を図り、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
福祉医療部	心身障害者福祉センター	令和3年 3月22日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が4件(契約額合計 190,640 円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
	藤の木学園	令和3年 3月23日	<p>随意契約によることができる場合の上限額を超える契約の締結について</p> <p>委託契約において、随意契約によることができる場合は、予定価格が100万円を超えないものとされているのに、令和2年度の洗濯業務委託契約について、設定した予定価格が100万円を超えているにもかかわらず、競争入札に適さない明確な根拠がないのに、随意契約により、見積合せも省略し、契約を締結していた事例（契約額 3,003,000円）が認められた。</p> <p>今後は、地方自治法及び奈良県契約規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、チェック体制の充実を図り、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 159,526円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p> <p>かい長へ委任された事務の範囲に含まれていない契約締結について</p> <p>令和2年度の委託契約1件（契約額 184,800円）について、奈良県契約規則第26条等により藤の木学園の園長に委任された契約締結に関する事務の範囲には含まれておらず、公有財産規則第4条第3項により障害福祉課が管理する公有財産である旧筒井寮の維持管理に必要な契約に係る契約締結に関する事務を当該学園の園長が行っていた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な契約事務の執行に努められたい。（注意事項）</p> <p>建設工事請書を徴取していない契約について</p> <p>建設工事の請負契約の締結に当たっては、契約額100万円未満の契約等で契約書の作成を省略する場合でも、建設工事請書を契約の相手方から徴取することとされているが、令和2年度の建設工事請負契約について、請書を徴取していなかった事例が1件（契約額 132,000円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び会計局通知に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
水循環・森林・ 景観環境部	森林技術センタ ー	令和3年 4月21日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 49,958 円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
産業・観光・雇 用振興部	競輪場	令和3年 8月23日	<p>施設賃貸料の調定事務の遅延について</p> <p>令和元年度及び令和2年度の施設賃貸料について、奈良県公有財産規則で定められた納期限を経過した後(最長で23か月経過)に納入の通知を行っていた事例が22件(調定額合計 1,494,534 円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県公有財産規則に基づき、調定事務の適時適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>契約保証金免除に係る不適切な事務処理について</p> <p>工事請負契約に係る契約保証金について、受注者が締結した履行保証保険契約の締結日より前に、契約保証金を免除し、建設工事請負契約(契約額 5,720,000 円)を締結していた事例が1件認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>前回の監査において、内部統制の充実について注意事項として改善を求めたところであるが、今回の監査においても、調定事務等について、不適正な事務処理が多数認められた。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	奈良しごと i センター (高田しごと i センターを含む。)	令和3年 3月23日	<p>郵便切手等交付簿の検査漏れについて</p> <p>郵便切手等交付簿は、毎月月末に月計累計の締高をつけ、累計にかい長の検印を受けることとされているのに、平成30年4月から令和2年10月までの各月の累計(受入額合計 61,263 円 払出額合計 41,904 円)にかい長の検印を全く受けていなかった。</p> <p>郵便切手等は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。今後は、奈良県会計規則に基づき、郵便切手等の適正な管理に努めるとともに、実効性のあるチェック体制の整備を図られたい。 (注意事項)</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和元年度及び令和2年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)</p>
	産業会館	令和3年 4月21日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件(契約額合計 691,460円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>請書を徴取していない契約について</p> <p>契約の締結に当たっては、契約書の作成を省略できる場合でも、建設工事の請負契約以外で契約金額が100万円未満50万円以上の契約においては、契約内容について誓約させる意味を有する請書を契約の相手方から徴取することとされているが、令和元年度の契約金額が100万円未満50万円以上の機器修繕の契約について、請書を徴取していなかった事例が1件(契約額 836,000円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び会計局通知に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まされたい。 (注意事項)</p>
食と農の振興部	中部農林振興事務所	令和3年 8月5日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 124,200円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
	東部農林振興事務所	令和3年 7月14日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の賃貸借契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額等 42,120 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p>
	中央卸売市場	令和3年 8月5日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	農業研究開発センター	令和3年 4月21日	同上
	家畜保健衛生所	令和3年 6月7日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 180,400 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>
県土マネジメント部	流域下水道センター	令和3年 8月20日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件（契約額合計 49,891,380 円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が4件となっていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p> <p>需用費の二重払について</p> <p>令和元年度の需用費（光熱水費）について、契約の相手方に二重に支出していた事例が1件（支出額 48,136 円）認</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)
地域デザイン推進局	県営住宅管理事務所	令和3年8月20日	資金前渡に係る過渡金の戻入について 令和2年度の負担金(甲種防火管理新規講習受講料)の資金前渡において過渡しが生じたため、当該過渡金について戻入手続きを行うべきところ、その手続きを行っていなかった事例が1件(8,000円)認められた。また、戻入を行うべき前渡資金で別の負担金の支出を行っていた。 今後は、奈良県会計規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)
教育委員会	社会教育センター	令和3年8月19日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	生駒高等学校	令和3年6月7日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が2件(契約額合計65,780円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
	大和中央高等学校	令和3年6月7日	通信教育受講料の調定事務の遅延について 令和2年度の通信教育受講料について、「奈良県立高等学校授業料、通信教育受講料及び入学科徴収事務取扱要綱」で定められた納期限(5月28日)を経過した後に、遅延して調定及び納入の通知を行っていた事例が3件(56名分 調定額合計447,552円)認められた。 今後は、奈良県立学校における授業料等に関する条例及び同要綱に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項) 支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額50,600円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	桜井高等学校	令和3年 7月30日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の工事請負契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 2,013,000円）認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならないが、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	大宇陀高等学校	令和3年 4月21日	<p>高等学校等就学支援金の調定事務の誤りについて 高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づいて文部科学省から交付を受ける令和元年度の高等学校等就学支援金について、調定額の算定を誤ったため、同省からの交付金の交付額が過小となっていた事例が1件（過小額 39,600円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組またい。 (注意事項)</p> <p>業務委託契約に係る不適切な事務処理について 産業廃棄物の運搬処理業務委託契約について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令の定めにより契約金額の多寡にかかわらず契約書の作成を行わなければならないとされているのに、令和2年度の当該契約について、契約書を作成せず、請書により業務委託を行っていた（契約額 200,200円）。 今後は、同法及び同法施行令に基づき、契約の締結及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度及び令和2年度の工事請負契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が8件（契約</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>額合計 5,574,448 円) 認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第 18 条 (契約書の省略) に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち 2 件 (契約額合計 3,695,000 円) では支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
	榛生昇陽高等学校	令和 3 年 4 月 21 日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	高田高等学校	令和 3 年 8 月 5 日	<p>需用費の誤払いについて</p> <p>令和 2 年度の需用費について、相手方を誤って支出した事例が 1 件 (契約額 31,680 円) 認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和 2 年度の工事請負契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が 5 件 (契約額合計 7,127,415 円) 認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が 4 件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が 1 か月以上の事例が 1 件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第 18 条 (契約書の省略) に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち 1 件 (契約額 6,930,000 円) では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
	御所実業高等学校	令和 3 年 4 月 21 日	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額 38,500円)認められた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記1件では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>
	五條高等学校	令和3年 4月21日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、納品後に支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額合計 170,000円)認められた。また、上記のうち2件では会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
	盲学校	令和3年 3月23日	<p>需用費の誤払及び過年度支出について</p> <p>令和元年度の需用費について、債権者を誤って支出した事例が1件(支出額 13,860円)認められた。また、地方自治法において、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならないとされているが、正当債権者への支払いを翌年度の令和2年7月に令和2年度予算から支出していて、過年度支出となっていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務において債務の確認を徹底するとともに、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努め、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>
	ろう学校	令和3年 3月23日	<p>通勤手当の誤認定について</p> <p>通勤手当の支給について、認定を誤ったため、過払いとなっていた事例が3件(過支給額合計 137,760円)認められた。その態様の内訳は、①交通機関を利用する者の最寄り駅の認定を誤っていた事例が1件、②交通用具を使用する者の自動車の使用距離の認定を誤っていた事例が2件となっていた。</p> <p>今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
	奈良養護学校	令和3年 3月1日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度及び令和2年度の工事請負契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が3件(契約額合計 2,850,940円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件(契約額 2,102,760円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>請書を徴取していない契約について</p> <p>契約の締結に当たっては、契約書の作成を省略できる場合でも、建設工事の請負契約以外で契約金額が100万円未満50万円以上の契約においては、契約内容について誓約させる意味を有する請書を契約の相手方から徴取することとされているが、令和元年度の契約金額が100万円未満50万円以上の設備修繕の契約について、請書を徴取していなかった事例が1件(契約額 610,000円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び会計局通知に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p>
	高等養護学校	令和3年 3月1日	<p>支出科目の誤りについて</p> <p>令和2年度のスチール製椅子の購入契約について、経費の性質が備品購入代金であることから予算科目を備品購入費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が1件(契約額 39,160円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県予算規則等に従い、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度及び令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件(契約額合計 4,232,470円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が3件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p>

部局名	所属名	実施日	監査結果
			<p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち1件（契約額 4,103,000円）では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	明日香養護学校	令和3年 4月21日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	西和養護学校	令和3年 6月7日	同上
	大淀養護学校	令和3年 4月21日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 44,000円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
警察本部	生駒警察署	令和3年 6月7日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	吉野警察署	令和3年 4月21日	同上

(ウ) 参照資料

別表1-1 補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について

(単位：件、円)

所属名	補助金等の交付決定の日付を遡及していたもの				左記のうち支出負担行為の日付を遡及していたもの
			態様の内訳の事例の件数		
	事例の件数	交付決定額	1か月以上3か月未満遡及	3か月以上遡及	事例の件数
廃棄物対策課	10	31,532,000	10		10
ならの観光力向上課	1	12,229,000	1		1
観光プロモーション課	2	32,135,000	1	1	2
畜産課	1	6,000,000		1	1
農村振興課	1	914,000	1		1
教育委員会企画管理室	2	350,000	2		2
人権・地域教育課	34	45,421,000	34		34
保健体育課	3	10,325,000	3		3
8所属 計	54	138,906,000	52	2	54

別表1-2 補助金等の変更承認に係る不適切な取扱いについて

(単位：件、円)

所属名	変更承認が必要であったのに変更承認の手続を行っていないかったもの	
	事例の件数	交付決定額
文化振興課	2	54,767,898
観光プロモーション課	1	18,000,000
2所属 計	3	72,767,898

別表1-3 補助金等の額の確定に係る不適切な事務処理について

(単位：件、円)

所属名	実績報告書に添付された収支決算書に記載された内容と支出証拠書類の突合等による審査を全く行わずに額の確定を行っていたもの		左記のうち収支決算書の添付がないまま額の確定を行い、再確定を行った上で過交付額を返還を行ったもの		補助事業者等へ書面による額の通知を遅延又は行っていないかったもの	
	事例の件数	交付決定額	事例の件数	交付決定額	事例の件数	交付決定額
市町村振興課					2	8,009,000
消防救急課	2	11,123,000				
教育振興課	1	65,206,000				
奈良っ子はぐくみ課	30	144,053,000	1	2,100,000		
地域福祉課	8	327,594,000				
廃棄物対策課	1	1,500,000				
ならの観光力向上課	2	2,091,000				
観光プロモーション課	3	7,650,000				
農業水産振興課	1				1	88,195
担い手・農地マネジメント課	3	21,732,000				
道路建設課	1	450,000				
奈良公園室	1	7,600,000				
保健体育課	21	21,571,900				
13所属 計	74	610,570,900	1	2,100,000	3	8,097,195

別表2 支出負担行為の遅延について

(単位：件、円)

所属名	支出負担行為の遅延						令達未済	
	事例の件数	契約金額等	態様の内訳の事例の件数					
			業務完了後	左のうち会計年度終了後	1月以上3月未満遅延	3月以上遅延	事例の件数	契約金額
広報広聴課	1	32,340	1					
消防救急課	2	4,507,800	1		1			
安全・安心まちづくり課	1	36,186	1					
法務文書課	1	167,750	1					
行政・人材マネジメント課	1	8,735,040			1			
人事課	1	1,980,000			1			
スポーツ振興課	2	586,256	1		1			
水循環・森林・景観環境部企画管理室	1	23,100	1					
森林整備課	1	97,020	1					
景観・自然環境課	2	66,800	2					
産業振興総合センター	2	1,104,400	2					
MICE推進室	4	118,492,084	3			1		
県土マネジメント部企画管理室	1	34,100	1					
砂防・災害対策課	1	33,800	1					
まちづくり連携推進課	1	40,700	1					
議会事務局	3	87,934	3					
学校支援課	1	990,000	1					
人権・地域教育課	1	49,500	1					
保健体育課	1	49,720	1					
女性センター	1	110,005	1					
心身障害者福祉センター	4	190,640	4					
藤の木学園	2	159,526			2			
森林技術センター	1	49,958	1					
産業会館	2	691,460	2					
中部農林振興事務所	1	124,200	1					
東部農林振興事務所	1	42,120			1			
家畜保健衛生所	1	180,400	1					
流域下水道センター	5	49,891,380	1		4			
生駒高等学校	2	65,780	2					
大和中央高等学校	1	50,600	1					
五條高等学校	3	170,000	3	2				
大淀養護学校	1	44,000	1					
32所属 計	53	188,884,599	41	2	11	1	0	0

別表3 支出負担行為遅延及び契約書の作成について

(単位：件、円)

所属名	支出負担行為の遅延						契約書の作成		令達未済	
	事例の件数	契約金額等	態様の内訳の事例件数				支出負担行為を行わずに契約書の作成			
			業務完了後	左のうち会計年度終了後	1月以上3月未満遅延	3月以上遅延	事例の件数	契約金額	事例の件数	契約金額
御所実業高等学校	1	38,500			1		1	38,500		
高等養護学校	4	4,232,470	3		1		1	4,103,000		
2所属 計	5	4,270,970	3	0	2	0	2	4,141,500	0	0

別表4 支出負担行為及び契約書作成の遅延について

(単位：件、円)

所属名	支出負担行為の遅延						契約書の作成		令達未済	
	事例の件数	契約金額等	態様の内訳の事例の件数				遅延			
			業務完了後	左のうち会計年度終了後	1月以上3月未満遅延	3月以上遅延	事例の件数	契約金額	事例の件数	契約金額
うだ・アニマルパーク 振興室	1	802,010				1	1	802,010		
文化財保存課	1	12,320,000			1		1	12,320,000		
奈良っ子はぐくみ課	4	18,371,848	2		2		1	924,000		
障害福祉課	1	18,602,000			1		1	18,602,000		
森と人の共生推進室	1	7,133,701			1		1	7,133,701		
地域産業課	1	774,018,341				1	1	774,018,341		
観光プロモーション課	1	117,500,000			1		1	117,500,000		
奈良公園室	1	21,802,000			1		1	21,802,000		
住まいまちづくり課	1	805,800			1		1	805,800		
教育政策推進課	1	642,400			1		1	642,400		
学校教育課	4	5,306,578			4		3	4,510,810		
桜井高等学校	1	2,013,000	1				1	2,013,000		
大宇陀高等学校	8	5,574,448	8				2	3,695,000		
高田高等学校	5	7,127,415	4		1		1	6,930,000		
奈良養護学校	3	2,850,940	3				1	2,102,760		
15所属 計	34	994,870,481	18	0	14	2	18	973,801,822	0	0

第2 財政的援助団体等の監査

1 監査の実施方針

指定管理者による公の施設の管理については、協定書等に従い適正にかつ効率的、効果的に行われているかなどについて監査を実施した。

2 監査実施状況（単位：団体）

出資団体	財政的援助団体	指定管理者	合計
5	0	0	5

※出資団体で他にも該当する場合は、出資団体の欄に記載している。

3 監査の結果

(1) 指摘事項等件数

指摘事項	注意事項	意見事項	合計
0	1	0	1

(2) 注意事項等の内容別

項目	内容	件数	対象団体
契約	契約に係る不適切な事務処理について	1	(一財) 奈良県ビジターズビューロー

4 監査実施団体の概要及び監査の結果

団体名	奈良県土地開発公社	実施年月日	令和3年8月20日
-----	-----------	-------	-----------

(1) 団体設立の目的

公共用地・公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある開発整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

- ア 基本財産10,000,000円は、全額県の出資
- イ 当該法人の債務について県が債務保証を行っており、令和2年度末における債務保証の対象となる負債の残高は、8,863,854,986円

(3) 財務の状況

貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	12,633,215,916	流動負債	10,212,448,565
現金及び預金	2,368,436,568	未払金	1,333,357,123
事業未収金	15,081,077	短期借入金	8,863,854,986
代行用地	10,168,526,991	未払費用	2,959,017
完成土地等	47,400,000	預り金	1,001,811
代替地	33,643,400	前受収益	1,461,628
前払費用	127,880	引当金	9,814,000
固定資産	869,397,759	固定負債	1,143,844
有形固定資産	459,192,371		
投資その他の資産	410,205,388		
		負債合計	10,213,592,409
		資本金	10,000,000
		基本財産	10,000,000
		準備金	3,279,021,266
		前期繰越準備金	3,397,779,468
		当期純損失	△118,758,202
		資本合計	3,289,021,266
合 計	13,502,613,675	合 計	13,502,613,675

損 益 計 算 書

自 令和2年4月 1日

至 令和3年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業原価	6,249,413,638	事業収益	6,257,639,240
公有地取得事業原価	6,190,760,271	公有地取得事業収益	6,190,760,271
土地造成事業原価	34,249,739	土地造成事業収益	24,992,548
附帯等事業原価	4,411,207	附帯等事業収益	21,894,000
あっせん等事業原価	19,992,421	あっせん等事業収益	19,992,421
販売費及び一般管理費	71,140,548	事業外収益	4,464,043
事業外費用	1,985,600	受取利息	161,214
特別損失	58,536,762	有価証券利息	3,933,892
		雑収益	368,937
		特別利益	215,063
		当期純損失	118,758,202
合 計	6,381,076,548	合 計	6,381,076,548

(4) 監査の結果

県が出資を行ったものに係る出納その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター	実施年月日	令和3年7月30日
-----	------------------------	-------	-----------

(1) 団体設立の目的

奈良県における農業の振興を図るため、農地保有の合理化、農業基盤の充実、農業の担い手の育成・確保等を推進し、農業者の経済的及び社会的地位の向上並びに地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

- ア 基本財産20,000,000円のうち9,000,000円（45.0%）を出捐
 イ 令和2年度の補助金は、次のとおりである。

奈良県農地中間管理機構事業費等補助金	49,500,000円
なら農地有効活用地域ゾーニング推進事業補助金	435,000円

(3) 財務の状況

貸借対照表

令和2年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負債及び正味財産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	38,923,839	流動負債	3,551,770
現金預金	38,364,074	未払金	3,011,802
未収金	435,000	預り金	539,968
前払金	124,765	固定負債	0
固定資産	58,783,406	長期借入金	0
基本財産	20,000,000		
特定資産	6,888,596		
その他固定資産	31,894,810	負債合計	3,551,770
		指定正味財産	20,000,000
		一般正味財産	74,155,475
		正味財産合計	94,155,475
合 計	97,707,245	合 計	97,707,245

正味財産増減計算書

自 平成31年4月 1日

至 令和 2年3月31日

(単位：円)

費用		収益	
科目	金額	科目	金額
経常費用	73,309,837	経常収益	64,175,435
事業費	68,121,990	基本財産運用益	6,000
管理費	5,187,847	特定資産運用益	0
		事業収益	64,165,555
		農地集積・集約化収益	64,165,555
経常外費用	0	担い手育成・確保収益	0
		農業人材活用収益	0
		雑収益	3,880
		経常外収益	0
当期費用合計(a)	73,309,837	当期収益合計(b)	64,175,435
当期一般正味財産増減額 (b) - (a)	△ 9,134,402		

(4) 監査の結果

出資等に係る出納、その他の事務の執行については、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	一般財団法人奈良県ビジターズビューロー	実施年月日	令和3年8月23日
-----	---------------------	-------	-----------

(1) 団体の目的

奈良県の歴史的、文化的、社会的、経済的な特性を活かし、観光振興並びにコンベンションの誘致及び支援等に関する事業を行うことにより、奈良県経済の活性化を図り、県民の生活、文化及び経済の向上発展並びに国際親善に寄与することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産 218,500,000 円のうち、162,500,000 円（74.4 %）を出捐。

イ 令和2年度の補助金等は、次のとおりである。

奈良県ビジターズビューロー人件費補助金	88,840,671 円
奈良県観光インフォメーションセンター運営補助金	6,526,000 円
全国広域観光振興支援事業補助金	2,200,000 円
商品企画支援事業補助金	634,680 円
コンベンション開催誘致支援事業補助金	3,870,952 円
奈良県観光情報サイト管理運営補助金	4,757,000 円

(3) 財務の状況

貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	65,524,081	流動負債	44,261,926
現金預金	46,118,805	未払金	36,783,203
未収金	17,394,639	前受会費	2,274,000
前払金	309,024	預り金	169,607
立替金	96,119	賞与引当金	5,035,116
貯蔵品	109,255	負債合計	44,261,926
商品	1,496,239		
固定資産	222,200,000	指定正味財産	218,500,000
基本財産	218,500,000	一般正味財産	24,962,155
其他固定資産	3,700,000	正味財産合計	243,462,155
合 計	287,724,081	合 計	287,724,081

正味財産増減計算書

自 令和2年4月 1日

至 令和3年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	255,150,401	経常収益	258,538,439
事業費	245,567,549	基本財産運用収益	1,611,506
管理費	9,582,852	受取会費	13,046,000
経常外費用	0	事業収益	43,009,223
		受取補助金等	107,762,577
		受取負担金	15,347,474
		受取寄付金	7,000
		事業受託収益	76,909,960
		雑収益	844,699
		経常外収益	2,497,382
合 計	255,150,401	合 計	261,035,821
税引前当期一般正味財産増減額	5,885,420		

(4) 監査の結果

契約に係る不適切な事務処理について(注意)

一般財団法人奈良県ビジターズビューロー会計処理規程により、支出の原因となるべき契約その他の行為をする場合においては、その内容を明らかにする書類を添えて、あらかじめ文書によって決裁を受けることとされているのに、契約内容の変更についてあらかじめ決裁を受けず、変更内容を反映した請書を徴取していない事例が1件（令和2年度支出額 528,000円）認められた。

今後は、同規程に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。

団体名	社会福祉法人奈良県社会福祉事業団	実施年月日	令和3年3月22日
-----	------------------	-------	-----------

(1) 団体設立の目的

障害者等の各種相談に応じると共に、障害の早期発見、検査・治療・機能回復訓練等を一貫して行い、障害者等の社会自立を促進する目的で奈良県が設置した奈良県障害者総合支援センター及び県営福祉パークの運営について、奈良県から委託（指定管理）を受け、適切かつ能率的に行うことにより、奈良県における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

基本財産 10,000,000円は、全額県の出資

(3) 公の施設の指定管理の状況

ア 公の施設名 奈良県障害者総合支援センター、県営福祉パーク、福祉住宅体験館

イ 指定管理業務の主な内容

- ・奈良県障害者総合支援センターの管理運営
- ・県営福祉パーク、福祉住宅体験館の管理運営

ウ 指定期間 平成28年4月1日～令和3年3月31日

エ 指定管理委託料 160,130,461円（令和2年度）

(4) 財務の状況

貸借対照表

令和2年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	370,064,463	流動負債	21,788,629
現金預金	311,218,652	事業未払金	21,530,121
事業未収金	58,640,372	預り金	714
立替金	205,439	職員預り金	257,794
固定資産	247,681,089	固定負債	60,567,909
基本資産	10,000,000	退職給付引当金	60,567,909
その他の固定資産	237,681,089	負債合計	82,356,538
		基本金	10,000,000
		その他の積立金	174,513,144
		次期繰越活動増減差額	350,875,870
		純資産合計	535,389,014
合 計	617,745,552	合 計	617,745,552

損 益 計 算 書

自 平成31年4月 1日

至 令和 2年3月31日

(単位：円)

支 出		収 入	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業活動支出	510,038,572	事業活動収入	482,589,864
人件費支出	382,667,721	受託事業等収入	156,770,378
事業費支出	48,194,315	利用料金収入	320,626,044
事務費支出	74,620,698	寄付金収入	589,923
就労支援事業原価	4,555,838	就労支援事業収入	4,603,519
		事業活動外収入	456,973
		受取利息配当金収入	177,326
		その他の事業活動外収益	279,647
当期支出合計 (a)	510,038,572	当期収入合計 (b)	483,046,837
当期収支差額 (b) - (a)	△26,991,735	前期繰越収支差額	367,427,505
その他積立金取崩額	10,440,100		0
次期繰越収支差額	350,875,870	収入合計	850,474,342

(5) 監査の結果

公の施設の管理委託に係る出納、その他の事務の執行については、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	奈良生駒高速鉄道株式会社	実施年月日	令和3年6月7日
-----	--------------	-------	----------

(1) 団体設立の目的

関西文化学術研究都市の整備及び奈良県北部における宅地開発等に伴い発生する鉄道輸送需要の増加に対応し、大阪都心部と関西文化学術研究都市を直結する東西方向の幹線軸を形成するとともに、近鉄奈良線の混雑緩和を図るため、京阪奈新線（生駒～登美ヶ丘間）の整備を進めることを目的として、第三種鉄道事業会社として設立された。

(2) 県の財政的援助等の状況

資本金10,255,000,000円のうち3,076,500,000円（30.0%）を出資

(3) 財務の状況

貸借対照表

令和2年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	105,248,449	流動負債	4,446,355,467
現金預金	97,809,540	一年内返済長期借入金	4,294,920,000
その他の流動資産	7,438,909	その他の流動負債	151,435,467
固定資産	26,002,681,013	固定負債	14,302,020,000
鉄道事業固定資産	25,386,114,259	長期借入金	14,302,020,000
投資その他の資産	616,566,754		
		負債合計	18,748,375,467
		株主資本	7,359,553,995
		資本金	10,255,000,000
		利益剰余金	△2,895,446,005
		純資産合計	7,359,553,995
合 計	26,107,929,462	合 計	26,107,929,462

損 益 計 算 書

自 平成31年4月 1日

至 令和 2年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営業費用	1,202,485,544	営業収益	1,912,391,450
一般管理費	150,654,851	鉄道線路使用料収入	1,887,000,000
諸税	229,044,997	運輸雑収	25,391,450
減価償却費	822,785,696	営業外収益	930,053
営業外費用	267,385,892	受取利息	927,783
支払利息	267,385,892	その他	2,270
		特別利益	38,723,177
		固定資産受贈益	38,723,177
合 計 (a)	1,469,871,436	合 計 (b)	1,952,044,680
		差引利益額 (b) - (a)	482,173,244
		法人税住民税及び事業税	76,530,653
		法人税等調整額	47,000,000
		当期純利益	358,642,591

(4) 監査の結果

出資等に係る出納、その他の事務の執行については、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。